

令和4年度

3月定例教育委員会

会 議 録

(公開)

令和5年3月10日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第31号」「議題第32号」については、人事に関するものであることから非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和4年度2月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第27号 個人情報保護法の改正に伴う関係規則の一部改正について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第28号 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の告示の廃止について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第29号 令和5年4月1日付け宮崎県教育委員会事務局等組織改正に伴う規則及び訓令の改正等について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

柳委員

知事部局への移管と推進室の廃止ということですが、これまで教育委員会にいらっしゃった方が移られることになるのでしょうか。

教育政策課長

人の異動はこれからになりますが、組織については競技力向上推進室の競技力向上担当が総合政策部に移管され、新たに競技力向上推進課となり、その中に競技力企画担当と競技力強化担当の2つの担当が入ることになります。そして現在室の中にあります施設整備担当は引き続き教育委員会のスポーツ振興課に移管することで考えています。

島原委員

2の(3)教育研修センター総務課及び教育支援課の分掌事務の分掌事務の変更のところですが、変更する目的と、これに伴い人の異動はあるのかについて教えてください。

教育政策課長

まず総務課から教育支援課への分掌事務変更でございますが、総務課の教育情報担当は教育情報通信ネットワークの教育ネットひむかの管理運営、IT機器の維持管理、それから情報教育に関する研修の実施、教育用コンテンツの提供と学校における情報課の支援を行ってございましたけれども、更に支援を充実させていくために、主に内部管理を行う総務課から学校教育の支援を行う教育支援課に移した方が適当であるということから移管するものです。人の配置につきましては人事異動で変更することになります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第30号 県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松山委員

15ページの休暇の承認等のところで、改正前は「請求する場合」だったところが改正後は「承認を受けようとするとき」に変更されていますが、その趣旨を教えてくださいませんか。

教職員課長

15ページ86条の最後の部分に「校長の承認を受けなければならない」とありますが、この文言を改正後では前に持ってきている関係で、「承認を受けようとするとき」と文言の修正を行っています。

松山委員

承認についてはただし書きで、あらかじめ請求できなかった時に限られるような趣旨に読めまして、変更後は権利として請求される場合に、何か承認が受けられない場合があるのかなと少し誤解を招かないかと思ひまして質問させていただきました。記載の変更だけで、当然休暇を請求した場合には認められるというところであれば問題ないと思いますが。

教職員課長

条文の趣旨については変わっていません。基本的に職員は休暇を請求する権利を持っておりますので、申請をして、それを基本的には承認していくというかたちです。ただし、時期変更権等もありますので、それについてはこのようなかたちで整理させていただいております。

教育長

休暇の請求については、やむを得ずあらかじめ請求できなかったときは、その勤務できなかった3日以内にその理由を付して休暇処理簿に記載して後日処理を行うという仕組みでした。オンラインシステムになった場合この書きぶりでちゃんと伝わるかということも今の御質問に含まれていたと思いますがいか

がですか。

教職員課長

今まで休暇処理簿で行っていた部分と電子申請で行う部分の趣旨は変更ありません。書きぶりについては知事部局の表現と合わせて教育委員会の規則にそのまま載せています。趣旨の変更ではないのでしっかりと学校に周知していきたいと考えています。

教育長

行程表上は移行期ということで、それに備えた今般の改正であるという理解でよろしいですか。

教職員課長

まさしくそれに備えての規則の改正ということでございます。

教育長

委員のご心配もありましたので、試行を重ねる中で新たな課題が出てきたら、改善して次の改正に備えていただくと良いかなと思います。

教職員課長

委員の意見も尊重しまして、良いものになるようしっかり取り組んでいきたいと考えております。

柳委員

86条など、年次休暇の承認を受けようとするときはということが先に来て、後でオンラインシステムによって請求し、とありますので、すごく年次休暇が取りやすいイメージになると感じました。宮崎市の職員はオンラインで取っていきまして、取りやすくなったとすごく感じています。ですので、文言をこのように変えられたことは私の印象としては年次休暇を取りやすいと感じました。感想としてお伝えします。

教職員課長

休暇取得を上げていくことを考えると、申請のしやすい、承認のしやすい環境を作っていくことが大事だと思っています。自分のパソコンから申請ができる仕組みは他県では進んでいるのですが、本県は遅れているところがありましたので、このような形で規則を改正し、より休暇を取りやすいようにしていきたいと考えております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ その他1 令和5年2月定例県議会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

質問5の施設について、この質問は台風14号の被害についてのことが書かれており、防災に県は非常に力を入れておられると思いますが、県立学校の中でも特別支援学校はまた違う対策が必要だと思います。例えばさくら聴覚支援学校であれば、非常ベルが鳴ってもわからない、反応できないということがあると思います。支援学校ならではの防災費用を別に組まれる必要もあるのかなと思います。台風14号被害とは少しずれますが、そういった取組があれば教えていただきたいです。

特別支援教育課長

今おっしゃられたように、例えば聴覚障がいのある子どもたちには通常の放送では情報がしっかり伝わらないという状況もございます。そこで、さくら聴覚支援学校がそうなのですが、モニターで視覚的に情報が伝わるような設備を設置することを検討して準備を進めているところでございます。また、支援学校の多くはそういった災害時は福祉避難所になる指定を受けています。そういったことで、通常から備蓄等をしっかり行って、災害に備えるよう取組をしています。特に医療的ケアが必要な子どもたちには、人工呼吸器用の非常電源もしっかり準備しているところです。

島原委員

項目2番目のいじめについて。宮崎は当初から認知件数に注目して、早期に発見して未然に防ぐことに注力していただき、確実にそれは成果を出し始めていると考えています。けれども、コロナという大きな環境変化が起こり、また、来週からマスク着用が個人の判断に委ねられることになることで、子どもたち

の心境の変化やいじめへの影響等が懸念されるかなと思うのですが、コロナ後の対策についてお考えがあればお聞かせください。

人権同和教育課長

今回いじめ件数が全国的に増えたことに対し、国は接触の機会が増えたから、積極的認知への理解が進んだからと言っております。さらにコロナウイルス感染に触れて、人との距離が広がる中で不安や悩みが相談できない子どもたちがいる可能性がある。そういう子どもたちに対してきちんと相談体制を取るよということも言っております。このコロナ禍の時代、マスクの時代と言いますか、3年間経験した子どもたちが今回卒業していったわけですけど、何らかの影響は受けていると考えております。その変化、影響に対しての手立てとしては、やはり教育相談体制に注力することだと思っております。

木村委員

25番の中途退学ですが、答弁に出てくる中途退学対策対応教員とはどのようなときに配置され、対応いただけるのでしょうか。

人権同和教育課長

中途退学対策対応教員など、と書いていますが、現在県立高等学校では不登校やメンタル面をサポートするためにこの中途退学対策対応教員と高等学校カウンセラーを加配として学校に入れています。中途退学対策対応教員は常勤の加配で18校に入っています。高等学校カウンセラーは6校。高等学校は43校あるのですが、合わせて24校にこういう先生方を入れて教育相談や家庭訪問、関係機関との連携といったことを行っています。この加配の先生たちが普段の業務をされているところに行ったら、授業に出ることが困難な子どもたちが勉強している自習室みたいなどころがあり、そこで先生が生徒から相談を受けたり、また勉強を教えたりしている様子が見られました。

木村委員

退学という結論を出す前に、休学という選択をする方や、休学をしたいとの相談をされる方がいらっしゃるのかを教えてください。

人権同和教育課長

実数としてつかんでいませんが、休学の相談も、休学している生徒もいます。中途退学は令和3年度、本県には245人いますが、40%は他の学校に転校、30%は高校生活へのミスマッチ、7%は就職希望ということです。ミスマッチしてしまうと別の進路へということになるのですが、中学時代にもう少し高校の特徴をしっかりと教えてもらって学んで、進学することも必要ではないかと考

えています。

高木委員

3番のいじめ、不登校について。子どもや保護者からの相談が増えてきているのかなと思います。9歳の壁を前にする子どもたちなどは非常に揺れるものです。そうした方々へスクールソーシャルワーカーの方々が研修を受けて対応されると思うのですが、まずは傾聴する、受容する、批判的対応をしないなど基本的な相談スキルを常にスキルアップしていただかないといけない状況があるかもしれません。また、相談員の合う合わないもあると思いますので相談する側が相談者を選べる制度も必要なのではないのでしょうか。最前線の取組や相談の様子について教えてください。

人権同和教育課長

スクールソーシャルワーカーは現在県配置で10名、県が補助を出し市町村もお金を出して雇用配置しているのが10名、合計20名配置をしているところです。宮崎市は独自で5名配置しています。スクールソーシャルワーカーは学校教育経験が豊富な方で社会福祉士もしくは精神保健福祉士またはそれに準ずる資格を持っている方をお願いしているところです。研修をとおして研鑽をとということですが、毎月教育事務所で研修を行っています。また、年3回スクールカウンセラー等とも一緒に現在の教育課題について話します。例えばこれまでになかったケアラーという概念について相談などです。地区替えについてはそれぞれのワーカーの事情もございますため難しいですが、辞められる方や新しい方がいらっしゃるため若干のローテーションはあります。相談する方が選べるようにということですが、それが理想なのですが人数はそこまで多くいません。ただ、ワーカーに相談、カウンセラーに相談、先生に相談などいろんな対応の受け口を準備することが必要だと思っております。そういう意味でカウンセラーも充実していきたいです。

高木委員

増やしていただいているのはよくわかります。また専門的に勉強されてらっしゃるのもよくわかるのですが、相談を受けていると、どうしても一方通行になってしまう危険性もあるのかなと思います。自分も含め、よく陥りがちです。相談してよかったと思われてるなど、そういう相談された方の声も集めてみて欲しいです。あまり役に立たなかったなど、厳しい声もあるかもしれません。それがまた自分自身を相談者として高めるいいきっかけにもなると思います。ただ研修するだけではなく、相談されてこられた方の声、子どもたちの声も集めて、さらに磨きをかけると、こういう相談事業もより実りがあるものになるかなと思ったところでした。

人権同和教育課長

会計年度任用職員になりますので、今年度の活動に関しての評価フィードバックの評価を課で行います。その際学校の意見はいただいておりますが、やはり厳しい意見もあり、それはしっかり伝えていきます。研鑽していただきたいという意味で伝えていきます。ただ、相談者からの直接の声は確かに伝えていないので、考えていきたいと思っております。

柳委員

10番の教員採用のところ。この間の懇親会の店で働いていた大学生の会話が聞こえてきたのですが、「先生なんですか、ブラックですよ」と言われていて、そういうイメージがあるのかなど。教職員課では教員の魅力を発信できる方法は何か考えていらっしゃいますか。

教職員課長

一般市民からのブラックという印象がここ数年強くなってきていると我々も考えております。そこで教職員課として雰囲気やイメージを払拭していくということで、次年度から新たに「みやぎきで先生になろう！」推進事業を立ち上げて雰囲気を変えていく取り組みを行います。前回もお話をしたかもしれませんが、本県独自のスーパーティーチャー制度やそれぞれの学校で一生懸命頑張っている先生方、教え方に特徴のある方、いろんな魅力のある方々をもうすでに公募をかけております。ピックアップした人材を、次年度4月から宮崎日日新聞の紙面を活用させていただき、隔週で奇跡の教育ということで、年間連載をしていこうと今準備をしているところです。各小中高校から様々な自薦・他薦がきておまして、非常に多くの取材申し込みが来ております。記事をしっかりと作っていただいて県民に見ていただき、先生の魅力を高めていければと思います。小学校中学校でもNIE教育がしっかり推進されておりますので、キャリア教育の一環でも教員という職について興味をもってもらい、5年後10年後20年後かわかりませんが、教員を目指したいという雰囲気作りを中長期的な視点で次年度から取り組んでいきたいと考えています。

柳委員

楽しみにしていきたいです。新聞などの記事はすごく影響ありますので、先生のごことが大好きですといった記事を見ると読んでる人は心が温かくなり、先生方は頑張っているな、子どもたちは幸せだなといった気持ちをもったりしますので、どんどん発信していただけるとありがたいです。

島原委員

16番の就職で質問があり、就職支援でエリアコーディネーターの活躍もあってかなり地域の高校と企業との連携が深まってきているのかなと思うのですが、もう一歩進めていくといいかなと思います。先日もネットワーク会議に参加をしました。それぞれの課題を話し合うことでお互いの理解が深まると思うんですけども、できればこの会をもう少し頻度を増やして、地域での人材育成という共通の目的目標に向けて話し合うというような場になってくれればと感じました。就職支援エリアコーディネーターはキャリア教育を進めていくことも考えて取り組むと、さらに先生方の企業や地域に対する関心も高まってくると思いますので、いい取組をされていますので、更に進んで欲しいと思います。

高校教育課長

ありがとうございます。以前お話ししましたが、アフターコロナも見据えながら、県内就職だけではなく職業理解とキャリア教育をつなげていくことが大事になってくると思っております。コーディネーターの方には様々に活動していただいておりますが、これまでの課題といたしましては、それぞれのエリアのみの活動で、情報にしてもそこに限定されていたということがあります。次年度からは情報共有の場を2か月に1回設けて、様々な情報を伝えていただきます。例えば先ほどのキャリア教育の話で申しますと、単なる職業計画だけではなくて、今は探究的な学び等の中に企業の方にも入っていただいて、面談という形で若い企業の方々が入っていらっしゃる、その方々が非常に良いアドバイスとキャリア教育をしていただいております。こういう事例をぜひ共有していきたいと思えます。場をつくりながら、さらなる協力を図っていきます。

高木委員

12番の校則見直しについての質問です。回答の中で絶えず必要な校則の見直しを進めるとありますが、一番下の段では適切な校則の見直しとあります。何か違うものなのか、同じもので表現が違うだけなのか。また、適切とはどこが適切でどこが不適切とするのか、そういったお考えがあれば教えてください。

人権同和教育課長

校則の見直しについて。ここでは適切な校則の見直しというところで適切という言葉を使っているのですが、今回改定された生徒指導提要の校則の見直しについて、僕自身読み込んだ上で4つのことを言っていると思っております。まず1つは少数派の意見を尊重しつつ、能力、自主性を出すような校則であること。それから何のための決まりであるかということ。教員も子供たちも理解して自主的に守れるようにすること。もう1つは、絶えず社会情勢を見ながら見直

しを行う。最後に、児童生徒に関与させ制定すること、それから見直しの過程において子供たちが関わり、また保護者、地域の方が関わる。そういうことをやって公表する。この大きく4つがプロセスとして今回提要に書かれました。従いまして、これらの4つのプロセスを使った見直しをしているものが適切な校則ととらえています。過程を踏んだ上での結果としての校則であれば、それは適切な校則ととらえているところです。

高木委員

非常にわかりやすかったです。生徒たちが関与させてもらえることは、主権者教育でもあります。自分たちの校則に積極的にかかわれる機会や、保護者の方も意見をいえる場があることはとても大切です。少数派の意見は非常に大切に、多数派が必ずしも正とは限りませんし、小さな声に耳を傾けるのは本来、教育の視点でも大事な視点かなと思います。

人権同和教育課長

ある市町村の教育長さんと制度の見直しをしていたときに、こういうことを子どもたちに考えさせないから宮崎県の投票率は上がらないんじゃないかと言われました。これは主権者教育なんだと。子供たちが持っている権利をきちんと行使することで、ルールが変わったり、自分たちの生活を見直して、そしてよりよい生活になっていく。これを進めないと、主権者教育にならないんじゃないかっていうことを言われた時に、なるほどと私も思ったところです。今委員が言われたように主権者教育に繋がるものだと思っていますので、これからも積極的に子供たちに関わらせながら、見直しを進めていきたいと思っています。

木村委員

27番から35番まで。全部部活動というキーワードですけれども、いよいよ4月から地域移行が始まりますが、保護者としてやはり不安な部分が多いと思いました。これまでの教員から外部の指導員や別の部活動の指導員になるのはどうなのかなというところや、これまでは部活は学校の中でやるものと思っておりましたので、それが地域の方が入ることによって、もしかしたら外部の施設を使うのかなとか、お金がかかるのかなとか。いろんな不安があると思いますので、答弁の中にもありましたが、しっかり子どもにも説明をしていたら、課題などが上がってきたら解決して欲しいなあと思います。

スポーツ振興課長

現在は小林市と延岡市でモデル事業ということで地域移行について取り組んでいたわけですが、来年度から順次ということで、4月から一斉に始まるわけではありません。それぞれの地域でできるところからということ

で、まずは保護者へ、子どもたちへの周知をしっかりとやっていく。関係者による協議会を開いて、どうやったらできるのかということを考えていく。そういったところを市町村と連携しながら進めて、できるところは地域へ徐々に移行していくというスタンスで取り組んでいきたいと思っています。この教育委員会でもいろんなご意見をいただきながら、市町村とも連携していきたいと考えております。

教育長

31番の3段落目で、「そのため、県教育委員会では、来月には、地域移行の目的や方向性を示したリーフレット等を作成配布し周知を図りたいと考えております。」と答弁しています。その直前にありますように、児童生徒や保護者等から不安や心配する声があることも認識しております。それを踏まえたリーフレットということで、年度内にしっかりと配る準備を進めていただいておりますので、後でお配りできるのではないかと思います。委員の皆様にも見ていただければなと思います。

柳委員

部活動の話はやはり県議会でも出てくるんだなと思いました。市町村の担当者等とも会議をしていただいているとお聞きしていますが、国がガイドラインを出されて、そして令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、達成期間を国としては一律に定めないということで、他県でも一律に定めないことで、もう少し様子を見ましょうというところもあると聞いておりました。本県は26の市町村がありそれぞれ実情が違いますので、県としては市町村に伺って意見や状況を聞かれたということですが、市町村が悩んでいることをぜひ研修の場、オンラインの会議の場でも、時間をとっていただけるとありがたいと思ったところではうまいかず、ここまでは一緒のもの。そして、これ以外については各市町村に合わせたものというところが出てくると思います。でももしかしたら、ある市町村でやることがすごく参考になることもあると思いますので。いいものはどんどん取り入れながら意見交換して、そこはちょっとうちも悩んでいるですよ、などが言える機会を、これからも大事にさせていただけると進めやすいのかなという気がします。

スポーツ振興課長

県内の中山間地域と都市部では全く学校の状況も違いますし、指導者の状況も違います。そういったことも含め、それぞれ市町村や地域の課題、ニーズに応じて、支援をしていくというスタンスで、県のコーディネーターを配置しながら、本課と連携して市町村を支援していくかたちで準備を進めているところ

ですので、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、しっかりと26市町村をサポートしていきたいと思えます。

高木委員

39番の夜間中学について。宮崎市で6年度に開校予定で、他の地区にも広がりを考えているということですが、この夜間中学に通ってこられる生徒さんはどのような立場の方までを考えておられるかを教えてください。

義務教育課長

夜間中学校につきましては国の方針で都道府県に一つは設置するということが決定しまして、宮崎県におきましても検討を進め、アンケート調査などを実施し、宮崎市に設置する方向で現在進めております。他の地区につきましてはまだ宮崎市も開校していませんので、その状況を見ながらとなると思えます。入学対象者につきましては、宮崎市の方はまず学齢期を過ぎた方。学齢期の方は入れません。次に中学校を卒業してない方、または卒業していても不登校等の理由によって十分学ぶことができなかつた方。そして、県内に居住している方。宮崎市だけではなく、県全域に居住している人を対象にします。ただ、通学が可能でないとなかなか難しいですので、そのあたりも条件に入るかと思えますが、この3点を入学対象者の条件としています。

高木委員

それでは今後は、不登校でもう1回中学校で学び直したいという方は、ある程度の年齢になればその対象になるということによろしいですか。

義務教育課長

おっしゃる通りです。学齢期を超えた方で、学び直しをしたい方が対象となります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他2 県立図書館名誉館長の委嘱について

生涯学習課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

人柄はもう存じ上げています。素晴らしい方が引き続き名誉館長をされると思いますが、無報酬なのか、ということと、この4 任期等(3)の謝金というのは、県立図書館の働きだと認められるものには謝金が生じるという理解でよろしいですか。

生涯学習課長

大変恐縮しているところでございます。必要に応じて旅費、謝金を負担しています。例えば今年度は短歌を選歌いただいたときに謝金をお支払いしました。

教育長

心苦しいところです。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

教育長

ほかに何かありますか。

高木委員

議員からの質問に教育長のご発言の一部が出ていましたが、どこかで活用させていただきたいです。それとあわせて、地元で市民団体活動、家庭訪問して見守る事業を手伝っているのですが、そこのお子さんが、おじちゃんに見せてあげる、嬉しいものがあると言って持ってきたのは体力賞の賞状。黒木淳一郎と書いてあって、嬉しそうに見せてくれました。子どもたちってこういったものをすごく喜ぶんだ、と。私が来たら見せようと思ったんだらうな。出してきて、話をしてくれました。ご報告でした。

島原委員

2点あります。明日は3.11ということで、風化させちゃいけないという思いがあります。この教育委員会の中でも、この時期に合わせて何か取り上げる必要があるかと思いました。それをもう1点、先日、高校の卒業式がありました。以前は教育委員の来賓としてお招きいただいていたのですが、コロナの時期で

それが途絶えてしまいました。市民の皆さんとも触れ合う良い機会かなと思いますので、また今後復活を検討していただければと思います。

教育長

また執行部の方で、御検討お願いいたします。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、4月20日、金曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(15:18)